福県医発第１３１９号(地)
平成１８年１０月　６日

各　医　師　会　長　　殿

福　岡　県　医　師　会
会　長　横　倉　義　武

健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う改正内容の一部及び
出産育児一時金の受理代理に関するＱ＆Ａの送付について

日本医師会より、厚労省が作成した標記Ｑ＆Ａが別紙のとおり届きましたので会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、本会ホームページ『新着情報』に掲載いたします。

小郡三井医師会より　　**担当理事　友清　明**

事　務　連　絡（保127）
平成18年10月3日

都道府県医師会
　社会保険担当理事　殿

日本医師会常任理事
鈴　木　　満

健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う改正内容の一部
及び出産育児一時金の受取代理に関するＱ＆Ａの送付について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて，出産育児一時金の受取代理につきましては，平成18年9月15日付日医発第634号（保106）等にて，特定疾病に係る自己負担限度額が２万円になる者，入院時生活療養費及び災害時における一部負担金の徴収猶予及び減免については平成18年9月15日付日医発第633号（保105）等にて，ご連絡申し上げたところですが，今般，標記について厚生労働省保険局保険課においてＱ＆Ａが取りまとめられましたので，ご連絡申し上げます。

なお，本件につきましては，日本医師会ホームページのメンバーズルーム中「平成18年度健康保険法・老人保健法等の改正に関する情報」に掲載いたします。

（添付資料）

1．健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う改正内容の一部及び出産育児一時金の受取代理に関するＱ＆Ａの送付について
（平成18年9月28日　厚生労働省保険局保険課事務連絡）

事　務　連　絡
平成１８年９月２８日

（社）日本医師会　御中

厚生労働省保険局保険課

健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う改正内容の一部
及び出産育児一時金の受取代理に関するＱ＆Ａの送付について

健康保険制度の円滑な実施について、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、別添のとおり、健康保険組合、社会保険庁運営部医療保険課及び地方厚生（支）局あて連絡しましたので、よろしくお取りはからいください。

今後とも、健康保険制度の推進に御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

（別添）

事　務　連　絡
平成１８年９月２８日

健康保険組合　御中

厚生労働省保険局保険課

健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う改正内容の一部
及び出産育児一時金の受取代理に関するＱ＆Ａの送付について

健康保険制度の円滑な実施について、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う改正内容の一部（平成１８年１０月の施行分）及び出産育児一時金の受取代理に係る事項のうち、御照会の多い事項についてＱ＆Ａ方式で取りまとめ送付いたしますので、その円滑な実施に配慮されるようお願いいたします。

今後とも、健康保険制度の推進に御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

１．出産育児一時金の受取代理について

問１　出産育児一時金の受取代理は、全ての保険者において導入しなければならないのか。

（回答）任意の事業であり、保険者に義務付けられるものではないが、被保険者等の負担を軽減する趣旨から、特段の支障がない限り、その導入に努められたい。

問２　保険者において、受取代理の事業はいつから開始できるのか。被保険者からの請求書は、18 年 10 月 1 日から受け付けるという理解でよろしいか。

（回答）保険者における出産育児一時金の受取代理の開始時期の指定は特に無いため、18 年 10 月 1 日前であっても、準備が整い次第、受付を開始して差し支えない。

問３　被保険者からの請求があったことについて、保険者から受取代理人である医療機関等へ連絡するための書面の様式があればお示しいただきたい。

（回答）様式例等を示す予定は特にない。法定の様式ではなく、必要事項が記載してあれば足りるので、各保険者において適宜作成されたい。

問４　受取代理の申請の対象者は、「出産予定日まで１ヶ月以内の被保険者・被扶養者」とあるが、出産後の者については申請できないとの理解でよろしいか。

（回答）原則として出産前に保険者が事前申請を受け付けた者を対象とすることを想定しており、出産予定日まで１ヶ月以内の者が対象と考えている。ただし、保険者の取り組みとして、例えば、出産後であっても退院までの申請であり、医療機関から被保険者への分娩費の請求が済んでいなければ、対象者として申請を受け付ける等の取扱いとすることは差し支えない。

問５　保険者において、受取代理の対象となる医療機関等について一定の範囲で制限し、例えば海外での出産等について、受取代理の対象外とすることは可能か。

（回答）出産育児一時金の支払いに関する医療機関等との連絡や出産育児一時金の振込に困難が伴うことが考えられるため、海外での出産について出産

育児一時金の受取代理の対象外とすることは差し支えない。また、その他の事由で受取代理の対象外とすることも差し支えないが、被保険者等の負担を軽減するという受取代理の趣旨に鑑み、制限の範囲は必要最低限度とするよう努められたい。

問６　受取代理の対象となる出産に関する費用の中には、異常分娩により保険適用された場合の一部負担金も含まれるのか。

（回答）受取代理の対象となる出産に関する費用は、保険適用された場合の一部負担金に相当する額も含めて、医療機関等が出産に関し被保険者等に請求する全ての費用を対象とする。

問７　医療機関等は、被保険者等からの請求書の「受取代理人の欄」の記入依頼に基づき、必要事項を記入の上当該被保険者等に交付することになっているが、請求書の様式例では１枚に被保険者及び受取代理人である医療機関に係る支払金融機関を記載することになっている。個人情報等の保護の観点から問題ではないか。

（回答）請求書の様式については、通知に示されている様式例を参考にして各保険者が作成することとなるが、保険者から受取口座欄を１枚にまとめた様式が示された場合には、それ以外の方法による対応は保険者の事務処理に影響することから、当該様式で対応していただきたい。医療機関等において、通常使用している口座情報の開示により何らかの不都合が生じるなどの懸念がある場合は、受取代理専用の口座を設ける等の方法により、できる限り受取代理に応じていただきたい。

問８　分娩に係る費用の総額と、医療機関等が被保険者等から実際に徴収する額（分娩に係る費用の総額から受取代理の対象額を除いた額）は異なることとなるが、医療機関等においては、保険者あての分娩費請求書と被保険者等あての分娩費請求書の２種類を作成するのか。

（回答）出産育児一時金の受取代理は、被保険者が保険者に請求した出産育児一時金の受取について医療機関等が代理するものであり、医療機関は上限３５万円までの分娩費の請求を直接保険者に行うのではなく、分娩に要した費用の全額について被保険者等に請求することとなる。したがって、分娩費の請求書は、請求する費用が出産に係るものであることを明らかにした上で、被保険者等あてのもののみを作成し、分娩費用の額の多少に関わらず（出産育児一時金の金額を超えるか否かに関わらず）、分娩に係る全て

の費用について記載し被保険者に交付する必要があり、保険者に対しては、その写しを送付することとなる。

問９　受取代理人である医療機関等以外の医療機関等で出産した場合，当該受取代理人である医療機関等が出産育児一時金の受取代理をすることはできないのか。

（回答）今回の事前申請を原則とする出産育児一時金の受取代理は、被保険者の負担を軽減することを趣旨とするものであり、出産した医療機関等のみを受取代理人としている。

問 10　健保組合が受取代理を導入するにあたり、規約若しくは規程を設ける必要があるか。

（回答）特段、規約や規程を設けることを要しない。

２．平成１８年１０月施行分について

（１）特定疾病に係る自己負担限度額が２万円になる者について

問１　人工透析患者のうち７０歳未満の上位所得者については、自己負担限度額が２万円に引き上げられるが、被扶養者についてはどのようになるか。

（回答）人工透析患者である被扶養者については、その者が７０歳未満であり、かつ、その者を扶養する被保険者の標準報酬月額が５３万円以上の場合に自己負担限度額が２万円となる。なお、この場合の被保険者の年齢は７０歳未満か以上かを問わない。

問２　人工透析患者のうち上位所得者については、７０歳に達したところで自己負担限度額が２万円から１万円となるが、その切り替えの時期はいつか。

（回答）改正後の健康保険法施行令第４６条第６項第２号において、７０歳に達する日の属する月の翌月以後に療養を受けた者については２万円の対象外としており、具体的には誕生日が月の初日の者は７０歳の誕生日が属する月の初日から、誕生日が２日以降の者は７０歳の誕生日が属する月の翌月初日から自己負担限度額が１万円となる。

（２）入院時生活療養費について

問１　生活療養標準負担額については、難病等の入院医療の必要性の高い者について軽減されることとなっているが、医療区分１の者の症状が悪化し、医療区分２又は３に該当することとなった場合、軽減対象となるのはいつからか。（７月の都道府県説明会資料等では、状態悪化前の当月における入院日数を勘案することとされている。）

（回答）医療区分１の者の症状が悪化し、医療区分２又は３の状態になった場合については、その状態になった日から生活療養標準負担額の軽減対象となる。（パブリックコメントで寄せられた意見を踏まえ修正したもの）

問２　食費及び居住費が軽減されない者に係る一般区分の食費に係る生活療養標準負担額について、入院時生活療養（Ⅰ）が算定される保険医療機関に入院する者より入院時生活療養（Ⅱ）が算定される保険医療機関に入院する者の方が低い額とされているのはなぜか。

（回答）食費及び居住費が軽減されない者については、食費に係る費用として、食材料費の他に調理コストの負担を求めることとしている。入院時生活療養（Ⅱ）が算定される保険医療機関については、（Ⅰ）を算定する要件である「食事の提供が栄養士によって行われていること」や「患者の年齢、病状によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること」等の要件を満たしていないことから、調理コストが（Ⅰ）の場合よりも低いものと考えられるため、患者の負担額を低く設定することとしたもの。（パブリックコメントで寄せられた意見を踏まえ修正したもの）

問３　新設される入院時生活療養費は、現行の『入院時食事療養費』の科目から支出するという理解でよろしいか。また、当面の間は、その他規約等においても入院時食事療養費に準じた取扱いとみなして、入院時食事療養費と同様の取扱いをして差し支えないとの理解でよろしいか。

（回答）「入院時食事療養費」の科目は、１０月から「入院時食事・生活療養費」に名称変更する予定であり、入院時生活療養費はその科目から支出することとなる。

なお、入院時食事療養費は１０月から科目名の変更を行うこととなるが、平成１８年度における入院時食事療養費及び入院時生活療養費の執行見込額が、平成１８年度の入院時食事療養費の予算額の範囲内であれば、変更予算を編成する必要はなく、また、厚生局に届出を行う必要はない。

（３）災害時における一部負担金の徴収猶予及び減免について

問１　徴収猶予及び減免を行うにあたり、災害等により著しい損害を受けたと保険者が認定するための具体的な基準等をあらかじめ規程等で定める必要があるか。規程例等があればお示しいただきたい。

（回答）認定の公平性を確保し、事務を円滑に行うためには、認定基準を設けることが望ましい。なお、認定基準については、各組合において財政状況等を勘案し、適切に定められたい。

問２　徴収猶予又は減免する一部負担金分の費用はどの支出科目から支出することになるのか。また、徴収猶予した一部負担金を回収した場合の経理処理はどのように行うのか。

（回答）支出科目は、当該法定給付費の科目で支出することとなり、また、回収した一部負担金は雑入で受けることとなる。

事　務　連　絡
平成１８年９月２８日

社会保険庁運営部医療保険課　御中

厚生労働省保険局保険課

健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う改正内容の一部
及び出産育児一時金の受取代理に関するＱ＆Ａの送付について

健康保険制度の円滑な実施について、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う改正内容の一部（平成１８年１０月の施行分）及び出産育児一時金の受取代理に係る事項のうち、御照会の多い事項についてＱ＆Ａ方式で取りまとめ送付いたしますので、その円滑な実施に配慮されるようお願いいたします。

なお、今回の取扱いについて、被保険者、保険医療機関、事業主、船舶所有者その他関係機関に対し、周知方特段の御配慮をお願いいたします。

今後とも、健康保険制度の推進に御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

（以下略）

事　務　連　絡
平成１８年９月２８日

地方厚生（支）局　御中

厚生労働省保険局保険課

健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う改正内容の一部
及び出産育児一時金の受取代理に関するＱ＆Ａの送付について

健康保険制度の円滑な実施について、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う改正内容の一部（平成１８年１０月の施行分）及び出産育児一時金の受取代理に係る事項のうち、御照会の多い事項についてＱ＆Ａ方式で取りまとめ送付いたしますので、その円滑な実施に配慮されるようお願いいたします。

今後とも、健康保険制度の推進に御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

（以下略）